



市制60周年記念事業

未来レター

「大切な人へ ～10年後に伝えたい 私からのメッセージ～」募集

土岐市は平成27年2月1日に市制施行60周年を迎えます。これまでの60年を振り返り、未来へとつなげるための記念事業として、「未来レター」を募集します。

10年後の自分や家族、友人など大切な人に、あなたの伝えたい思いを手紙にして届けてみませんか。皆さんから預かった手紙は、市が大切に保管し、10年の時を越えて大切な人に届けられます。



未来レターを出することができる方

次のいずれかに該当する方

▷差出人が土岐市内に在住、在勤または在学の方

▷受取人が土岐市内に在住の方

【例えば、こんな場合もOK】

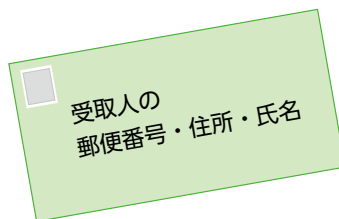
★土岐市のおじいちゃんから、九州の孫へ

★土岐市で働く多治見市の方から、北海道の母親へ

未来レターの種類

封書のみ

重さ25g以内・長形3号(120mm×235mm)・厚さ1cm以内



受取人の郵便番号・住所・氏名と、差出人の住所・氏名・電話番号を記載した封書に**82円切手**を貼る。

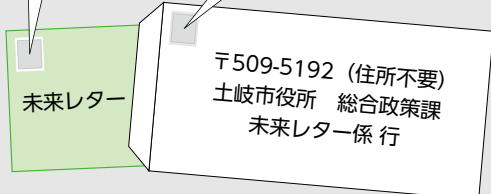
応募方法

■郵送する

未来レターを郵送用の外封筒に入れ、所定の切手を貼り、総合政策課未来レター係まで郵送する。

切手を忘れずに

こちらも切手を忘れずに



市役所へ郵送する外封筒に未来レターを入れる

郵便ポストに投函



■直接持参する

未来レターを市役所玄関ロビーに設置してあるポストへ投函するか、支所へ持参する。

切手を忘れずに

未来レター

市役所または支所へ直接

受付期間

平成26年8月1日(金)

～平成26年10月31日(金)

発送と受け取り

▷10年後の市制70周年時に発送します。

▷発送時に消費税率の変更などにより郵便料金に不足が生じた場合は、不足分を市が負担します。

次の事に注意してください

▷切手の貼り忘れなど不備があった場合は、10年後に発送できないことがあります。

▷壊れやすい物や貴金属または現金など、郵便物として取り扱いできない物はお預かりできません。

▷発送時に転居などにより宛先が不明の場合は、届かない場合があります。

▷保管期間中に住所変更などがあった場合は、別途手続きが必要になります。詳しくは問い合わせください。

問 総合政策課 (内線213)

↓点線で切り取り、外封筒に貼って出すこともできます。

〒509-5192 土岐市役所 総合政策課 未来レター係 行